

京都メカニズムと森林吸収

6月20日 西村直樹・根本隆史

京都メカニズムとは

- 排出権取引
- 共同実施（共同実施活動）
- クリーン開発メカニズム

この3つによって、限界削減費用の高い国の目的達成を補完する。2000年のCOP6で以下の内容を決定する予定であった。しかし、決裂したため2001年7月のCOP6 part 2（COP6再開会合）で議論される事になっている。

○ 排出権取引の論点 ○

京都議定書第17条

締約国会議は、特に排出量取引に関連する原則、方法、規則及び指針（特に検証、報告及び責任に関するもの）を定める。附属書Bに掲げる締約国は、第3条の規定に基づく約束を履行するために、排出量取引に参加することができる。いかなるこうした取引も、当該規定に基づく数量的な排出抑制及び削減に関する約束を履行するための国内的な行動に対して補完的なものでなければならない。

〔1〕何を基準に「補完的」とするか

国内での措置をどの程度行えばよいのか？→EUが計算式を提案

EU案：買い手の純取得量の上限值（キャップ）を設定、以下のうち高い方。

(a) (基準年の排出量 × 5 + 初期割当量) ÷ 2 × 5%

(b) (1994～2002年のいずれかの年度における実際の排出量 × 5 - 初期割当量) × 50%

（ただし、国内削減量如何によって増加する）

EUの狙いは？

〔2〕売り手責任か買い手責任か

売り手責任・・・（長所）買い手にはリスクはない。

（短所）売りすぎ→総排出量増加の危険性がある

買い手責任・・・（長所）売り手不遵守のリスクが小さい

（短所）買い手が買わない恐れがある（市場への不安が生まれる）

[3] 取引主体

議定書通りならば、取引主体となりえるのは議定書付属書 B 国（38 カ国）のみ。少ない主体数では市場の活性化（＝費用最小化）は難しい。

→ 企業などの参加が非常に望ましい

[4] 市場支配の危険性（マーケットパワー）

ホットエアーを有する国（ロシア、ウクライナ）が売り惜しみ → 価格吊り上げ

日本、アメリカなどが買い惜しみ → 価格吊り下げ

[5] 取引方法

相対取引 < 集中取引（ex. 株の取引）

[6] 当初の割当量の公平（衡平）性の問題

[7] 管理、監視する主体

○ 共同実施の論点 ○

（補足）「共同実施（JI）」と「共同実施活動（AIJ）」の違い

2000 年以降に実施される共同実施のパイロット・フェーズが共同実施活動である。よって、現在行われている共同実施活動は具体的な知見や経験を積むことに主眼があるため、クレジット（配分）は付かない

京都議定書 第 6 条 【共同実施】

1 （中略）温室効果ガスの排出源からの人為的排出量の削減又は吸収源による人為的除去の強化を目的とした事業から生じる排出削減量を他の付属書 I（気候変動枠組条約）の締約国へ移転し又は当該国から獲得することができる。（中略）

(b) 当該事業がなければ生じることのなかった追加的な排出源からの排出量の削減又は吸収源による除去の強化を当該事業がもたらすこと。（中略）

(d) 排出削減量の獲得は、第 3 条の約束を達成するための国内措置に対して補完的なものであること。（中略）

3 付属書 I（枠組条約）の締約国は、その責任により、この条に基づき排出削減量の発生、移転及び獲得につながる活動への法主体の参加を認めることができる。（中略）

ポイント

- 1) 付属書 国同士で行うため、割当量の移動はあるが付属書 国全体での総排出量には変化はない。
- 2) 企業などの参加も可能である。
- 3) 資金は ODA 等に追加的なものである。

[1] クレジットの配分

排出削減を多国間でどのように分配するか

[2] 共同実施の対象となる温室効果ガス・対策の範囲

科学的不確実性の問題がある。

[3] 共同実施の評価「排出削減クレジット」の算出方法

ベースラインをどう算定するのか。測定・監視はどうするのか。

現在は 2001 年 共同実施は COP 6 part 2 待ち (?)

○ クリーン開発メカニズム (CDM) の論点 ○

CDM とは

- ・ 先進国と途上国が温室効果ガス削減に向けて協力するメカニズム
- ・ 先進国の資金・技術で途上国において排出削減を実施、途上国の持続可能な発展に寄与するとともに、先進国はその削減量の一部を自国の削減量としてカウントする

[1] プロジェクトの適格性

- ・ 排出削減の追加性...追加的な排出削減が生じるか否か
- ・ ODA 対象プロジェクト—資金の追加性
...CDM の資金は ODA を含む既存の資金に対して追加的であることが必要か否か

[2] ベースライン排出量

- ...CDM が実施されなかった場合の温室効果ガス排出量 (BAU)
- ・ ベースライン排出量の算定
- ・ 算定方法 (プロジェクトごと、プロジェクト共通、混合方式)

○ シンク（吸収源） ○

シンクとは

- ・ 海洋吸収、大気蓄積、森林吸収（ミッシングシンク）

森林吸収の論点

- ・ 1990 年以降の植林等による吸収量増加分 - 1990 年以降の伐採等による吸収量減少分によって表される炭素貯蔵量の増減を排出割当量に加減する
- ・ 京都議定書発効の決め手となりうる
- ・ 意見の対立（日米加賛成、EU 反対...スケールとパーマネンスが理由）
- ・ 吸収源の算定方法は極めて曖昧...森林の種類、気候、土壌の質によって変化

参考文献

- ・ 「地球温暖化の政治学」 竹中敬二 朝日新聞社 1998 年
- ・ 「地球温暖化と環境外交」 田邊敏明 時事通信社 1999 年
- ・ 「地球問題と企業」 山口光恒 岩波書店 2000 年
- ・ 「地球は訴える」 赤尾信敏 世界の動き社 1993 年
- ・ IPCC 吸収源特別報告書 環境庁
- ・ 山口教授の 2000 年度講義レジュメ
- ・ 他ホームページ多数